

和歌山市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、本市の区域内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金（和歌山県が、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領（令和元年6月5日制定。以下「県実施要領」という。）に従い実施する起業支援事業に係る支援金をいう。以下同じ。）の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）、県実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、わかやま暮らし応援金交付要綱（令和6年3月29日制定。以下「応援金交付要綱」という。）第2条に規定する支給対象者であって、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までの要件のいずれかに該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、第6号の要件を満たす場合に限る。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるアからウまでに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。この場合において、東京23区に通勤していた期間については「移住直前」とあるのは「移住前3か月以内」に読み替えることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年7月1日以後に移住したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

- (ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本国籍を有していること又は日本国籍を有しない者であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 申請者（世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員を含む世帯員のいずれも）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
 - (エ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 一般就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が和歌山市内に所在すること。
 - (イ) 就業先が、和歌山県が和歌山県マッチング支援事業における県就活支援サイト（（オ）において「マッチングサイト」という。）に移住支援金の対象として掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (オ) 就業先の求人への応募日が、マッチングサイトに（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
 - (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該法人に新規に雇用されるものであること。
 - イ 専門人材に関する要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住し、及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、主に移住先において移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 国が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

- (4) 本市認定関係人口に関する要件 本市又は本市の地域の人々と関わりを有する者のうち、市内で農林水産業に従事していること（以下「本市認定関係人口」という。）。
- (5) 起業に関する要件 移住支援金の申請日以前1年以内に、起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 2人以上の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年7月1日以後に転入したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

（移住支援金の額）

第3条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の移住の申請の場合にあつては400,000円、単身の移住の申請の場合にあつては200,000円とする。

2 前項の場合における人数の計算については、移住以後、申請前に出生した者も世帯員とみなす。

（交付の申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、移住支援金交付申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (2) 次の表の対象の要件の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

対象	書類
一般就業に関する要件	移住支援事業に係る就業証明書（別記様式第3号）
専門人材に関する要件	移住支援事業に係る就業証明書
テレワークに関する要件	移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク用）（別記様式第4号）
本市認定関係人口に関する要件	移住支援事業に係る就業証明書（本市認定関係人口用）（別記様式第5号）
起業に関する要件	起業支援金の交付の決定を受けていることを確認できる書類

- (3) 提示により本人であることを確認することができる書類の写し（日本国籍を有しない者にあつては、第2条第1号ウ（イ）に規定する在留資格を証明するものの写し）
- (4) 移住先の住民票の写し（2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあつては申請者を含む世帯員全員分）
- (5) 移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（

2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあっては申請者を含む世帯員全員分)

- (6) 東京23区外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者として東京23区に通勤していた場合にあっては、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (7) 東京23区外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から法人経営者又は個人事業主として東京23区に通勤していた場合にあっては、移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (8) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者にあっては、次に掲げる書類
 - ア 卒業証明書等の写し等の大学等の在学期間及び卒業校を確認できる書類
 - イ 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (9) 移住以後、申請前に出生した者がいる場合にあっては、母子健康手帳等
- (10) 応援金交付要綱第2条第4号アに該当する場合にあっては、1年以上居住の用に供していなかったことを証する書類及び購入した日付が確認できる書類
- (11) 応援金交付要綱第2条第4号イに該当する場合にあっては、農業又は漁業に従事していることを証する書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援事業に係る交付決定通知書(別記様式第6号)により、当該申請者に通知する。審査の結果により移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合も、その旨を申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 前条に規定する交付決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 虚偽の申請等をしないこと。
- (2) 移住支援金の申請日から5年以内に本市から転出しないこと。
- (3) 第2条第2号及び第4号に該当する場合にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を失わないこと。
- (4) 起業に関する要件に該当する者にあっては、起業支援金の交付決定が取り消されないこと。
- (5) 移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、報告及び立入調査に応じること。
- (6) 第2号から第4号までの条件を充足することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、第5条に規定する交付決定を行った場合は、規則第12条の規定による報告及び規則第15条の規定による交付請求を省略させるものとする。

2 交付決定を行った申請者に対しては、交付決定から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(やむを得ない場合の取扱い)

第8条 規則第16条第1項第3号の規定に該当する場合であっても、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、交付の決定を取り消さないものとする。

(返還の請求)

第9条 規則第17条の規定により返還請求をする場合において、次の各号に定めるときに応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還させることができる。

(1) 第6条第1号の条件に違反したとき 全額

(2) 第6条第2号の条件に違反したとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額

イ 移住支援金の申請日から3年以上5年未満に本市から転出した場合 半額

(3) 第6条第3号から第5号までの条件に違反したとき 全額

(定期報告)

第10条 移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の申請日から5年間、少なくとも年1回以上、居住状況等を報告しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2条第1号ア(ア)の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第4条第3項第2号の表の改正規定、第6条第3号の改正規定及び附則第2項の改正規定は、令和4年3月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び別記様式第 5 号の改正規定は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第 3 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

（宛先）和歌山市長

年 月 日

移住支援金交付申請書

和歌山市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

世帯の種類	単 身	2人以上の世帯
移住支援金の種類	就 業	テレワーク 起 業
応援金交付要綱における移住推進要件の種類	空き家を購入 若年層又は子育て世帯	農業又は漁業に従事 高齢化進展地域への転入

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して、本市に居住し、かつ、就業、起業又は個人事業主として移居前から行っていた事業を継続する意思について		意思がある。	意思はない。
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		3親等以内の親族に該当しない。	3親等以内の親族に該当する。
（テレワークの場合のみ記載） 本市への移住の意思について		自己の意思である。	所属からの命令である。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ 行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

備考 遡って10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載してください。

管理コード (和歌山市使用欄)	
-----------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、本市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次の場合には、和歌山市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - エ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を失った場合：全額
 - オ 県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - カ 報告及び立入調査に応じない場合：全額
- (3) 上記(2)イからオまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- (4) 移住支援金の申請日から5年間、少なくとも年1回以上、居住状況を報告します。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、本市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 本市が、個人情報について、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所

氏名

印

（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

移住支援事業に係る就業証明書

県実施要領に基づき、次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク用）

県実施要領に基づき、次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
雇用形態	恒常的に通勤しない勤務である。かつ、週20時間以上のテレワークである。
本人の所定勤務時間に占めるテレワークの割合	%以上
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担うものとの関係	3親等以内の親族に該当しない。
交付金による資金提供	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、勤務者に資金提供をしていない。

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

移住支援事業に係る就業証明書（本市認定関係人口用）

県実施要領に基づき、次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

和歌山市長



移住支援事業に係る交付決定通知書

和歌山市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

振込予定日 年 月 日

指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。

移住支援金は、登録された口座に振り込みます。

備考

- 1 本市は、和歌山市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。
- 2 本市は、和歌山市移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (4) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を失った場合：全額
 - (5) 県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 報告及び立入調査に応じない場合：全額
- 3 上記2(2)から(5)までの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けてください。
- 4 移住支援金の申請日から5年間、少なくとも年1回以上、居住状況を報告してください。

管理コード（和歌山市使用欄）	
----------------	--